

四十 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)</p> <p>16 - 3 - 1</p> <p>(注)<u>同条第15項</u>.....</p> <p><u>(最も古い事業年度の判定)</u></p> <p>16 - 3 - 3 の 2 <u>繰越控除限度額 (法第69条第 2 項に規定する繰越控除限度額をいう。以下16 - 3 - 3 の 2 において同じ。)</u>を有する法人が、<u>同条第 4 項の規定の適用を受ける場合の繰越控除限度額の計算において、令第144条第 1 項の「最も古い事業年度」がいずれの事業年度であるかについては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事業年度とする。</u></p> <p><u>(1) 控除限度額の生じた当該法人の前 3 年以内の各事業年度のうち最も古い事業年度の開始の日が当該被合併法人等の法69条第 4 項の規定によりその含まれるものとされた控除限度額の生じた被合併法人等 (被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下この章において同じ。)</u>の各事業年度のうち最も古い事業年度の終了の日より早い日である場合 <u>当該法人の当該前 3 年以内の各事業年度のうち最も古い事業年度</u></p> <p><u>(2) 控除限度額の生じた当該法人の前 3 年以内の各事業年度のうち最も古い事業年度の開始の日が当該被合併法人等の法69条第 4 項の規定によりその含まれるものとされた控除限度額の生じた被合併法人等の各事業年度のうち最も古い事業年度の終了の日より遅い日である場合 当該被合併法人等の当該各事業年度のうち最も古い事業年度</u></p> <p><u>(注) 同条第 3 項に規定する繰越控除対象外国法人税額の計算につき同条第 4 項の規定の適用を受ける場合においても同様とする。</u></p>	<p>(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)</p> <p>16 - 3 - 1</p> <p>(注)<u>同条第12項</u>.....</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(源泉徴収の外国法人税等)</p> <p>16 - 3 - 4令第141条第2項第3号《外国法人税の範囲等》..... (注)<u>法第69条第7項</u>.....</p> <p>(国外からの利子、配当等について送金が許可されない場合の外国税額の控除)</p> <p>16 - 3 - 7 (注)<u>同条第7項</u>.....</p> <p>(負債利子の配賦)</p> <p>16 - 3 - 13 当該事業年度において生じた負債の利子(社債発行差金の償却額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含む。以下16 - 3 - 13において同じ。) (1) (2) (3) (注)1 2 3<u>法第2条第22号</u>.....</p> <p>(引当金の繰入額等の配賦)</p>	<p>(源泉徴収の外国法人税等)</p> <p>16 - 3 - 4令第141条第2項第3号《外国法人税の範囲》..... ... (注)<u>法第69条第4項</u>.....</p> <p>(国外からの利子、配当等について送金が許可されない場合の外国税額の控除)</p> <p>16 - 3 - 7 (注)<u>同条第4項</u>.....</p> <p>(負債利子の配賦)</p> <p>16 - 3 - 13 当該事業年度において生じた負債の利子(社債発行差金の償却額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含む。) (1) (2) (3) (注)1 2 3<u>法第2条第23号</u>.....</p> <p>(引当金の繰入額等の配賦)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>16 - 3 - 15</p> <p>(1) 貸倒引当金勘定への繰入額は、<u>その対象となった金銭債権の額のうち国外事業所等に属するもの（国内の事業所等に属する金銭債権で国外源泉所得の発生の源泉となるものを含む。）の額の比による。</u></p> <p>(注)</p> <p>(2)当該事業年度終了の時（<u>法第54条第4項《期中退職給与引当金》の規定による繰入額にあつては、分社型分割、現物出資又は事後設立の直前の時</u>）.....</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>（引当金の取崩額等の配賦）</p> <p>16 - 3 - 16</p> <p>(注) <u>当該事業年度において適格組織再編成により被合併法人等から引継ぎを受けた引当金又は準備金の取崩し等による益金算入額がある場合には、当</u></p>	<p>16 - 3 - 15</p> <p>(1) 貸倒引当金勘定への繰入額は、<u>次に掲げる金額の合計額を国外所得金額計算上の損金の額とする。</u></p> <p>イ <u>個別評価による繰入相当額（貸倒引当金勘定への繰入額のうち法第52条第1項第1号《貸倒引当金》に掲げる金額に達するまでの金額をいう。以下16 - 3 - 15において同じ。）のうち、国外事業所等に属する金銭債権（国内の事業所等に属する金銭債権で国外源泉所得の発生の源泉となるものを含む。以下16 - 3 - 15において同じ。）に係る部分の金額</u></p> <p>ロ <u>一括評価による繰入相当額（貸倒引当金勘定への繰入額から個別評価による繰入相当額を控除した金額をいう。）に、同項第2号による貸倒引当金の繰入れの対象となる金銭債権の額のうち国外事業所等に属する金銭債権の額の占める割合を乗じた金額</u></p> <p>(注)</p> <p>(2)当該事業年度終了の時.....</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>（引当金の取崩額等の配賦）</p> <p>16 - 3 - 16</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>該益金算入額のうち当該被合併法人等においてその繰入れをし、又は積み立てをした事業年度の国外所得金額の計算上損金の額に算入した金額に対応する部分の金額について、本文前段の取扱いを適用するのであるから、留意する。</u></p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>16 - 3 - 20 <u>当該事業年度前の事業年度において法第69条第1項から第4項まで《外国税額の控除》の規定の適用の対象とした外国法人税の額(適格組織再編成により事業の全部又は一部の移転を受けている場合にあっては、当該適格組織再編成に係る被合併法人等が当該事業に基因して納付した外国法人税の額のうち当該規定の適用の対象としたものを含む。)</u>の全部又は一部が法第81条第1項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定に類する制度に基づいて還付された場合には、その還付されることとなった日の属する事業年度において当該外国法人税の額につき減額があったものとして法第26条第2項《還付金等の益金不算入》及び法第69条第8項の規定を適用する。</p> <p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>16 - 3 - 23 内国法人が予定納付等をした外国法人税の額については、16 - 3 - 22にかかわらず、<u>当該外国法人税の額に係る高率負担部分はないものとして法第69条第1項《外国税額の控除》の規定を適用するものとする。</u>この場合において、<u>当該予定納付等をした外国法人税(適格組織再編成により事業の全部又は一部の移転を受けている場合にあっては、当該適格組織再編成に係る被合併法人等が当該事業に係る所得に基因して予定納付等をした外国法人税のうち当該規定を適用したものを含む。)</u>に係る確定申告又は確定賦課等</p>	<p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>16 - 3 - 20 当該事業年度前の事業年度において法第69条第1項から第3項まで《外国税額の控除》の規定の適用の対象とした外国法人税の額の全部又は一部が法第81条第1項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定に類する制度に基づいて還付された場合には、その還付されることとなった日の属する事業年度において当該外国法人税の額につき減額があったものとして法第26条第2項《還付金等の益金不算入》及び法第69条第5項の規定を適用する。</p> <p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>16 - 3 - 23 内国法人が予定納付等をした外国法人税の額については、16 - 3 - 22にかかわらず、<u>当該外国法人税の額に係る高率負担部分はないものとして法第69条第1項《外国税額の控除》の規定を適用するものとする。</u>この場合において、<u>当該予定納付等をした外国法人税に係る確定申告又は確定賦課等により納付する金額につき同項の規定の適用を受けるときは、当該確定申告又は確定賦課等により確定した外国法人税の額(予定納付等をした外国法人税の額を控除する前の金額をいう。以下16 - 3 - 23において同じ。)</u>に基づ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>により納付する金額につき同項の規定の適用を受けるときは、当該確定申告又は確定賦課等により確定した外国法人税の額（予定納付等をした外国法人税の額を控除する前の金額をいう。以下16 - 3 - 23において同じ。）に基づき令第142条の3第1項《控除対象外国法人税の額とされないもの》の規定を適用する。</p> <p>(注)</p> <p>(外国法人税額に増額等があった場合)</p> <p>16 - 3 - 24 内国法人が外国法人税の額につき法第69条第1項から第4項まで《外国税額の控除》の規定の適用を受けた場合（<u>適格組織再編成により事業の全部又は一部の移転を受けている場合にあっては、当該適格組織再編成に係る被合併法人等が当該事業に係る所得に基因して納付した外国法人税の額につき当該規定の適用を受けた場合を含む。</u>）において、その適用を受けた事業年度後の事業年度において、当該外国法人税の額の増額があり、かつ、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けるときは、当該外国法人税につき、その増額後の金額に基づいて法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この節において「控除対象外国法人税額」という。）の再計算を行うものとし、増額した控除対象外国法人税額は、当該外国法人税の額の増額があった日の属する事業年度において新たに生じたものとして同条の規定を適用する。この場合において、<u>次に掲げる場合にあっては、それぞれ次による。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>	<p>き令第142条の3第1項《控除対象外国法人税の額とされないもの》の規定を適用する。</p> <p>(注)</p> <p>(外国法人税額に増額等があった場合)</p> <p>16 - 3 - 24 内国法人が外国法人税の額につき法第69条第1項から第3項まで《外国税額の控除》の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度後の事業年度において、当該外国法人税の額の増額があり、かつ、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けるときは、当該外国法人税につき、その増額後の金額に基づいて法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この節において「控除対象外国法人税額」という。）の再計算を行うものとし、増額した控除対象外国法人税額は、当該外国法人税の額の増額があった日の属する事業年度において新たに生じたものとして同条の規定を適用する。この場合において、<u>次のことは次による。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(内部取引による益金の額の収入金額からの除外)</p> <p>16 - 3 - 30措置法第65条の7第4項又は第12項.....</p> <p>(資産の売却に係る収入金額)</p> <p>16 - 3 - 31 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 措置法第66条第1項《共同で現物出資をした場合の課税の特例》に規定する特定共同出資により取得した株式(出資を含む。)のうち、現物出資をした有価証券及び固定資産に係るものの取得の時ににおける価額の合計額</p> <p>(注)1 2</p> <p>(配当等に含まれるもの)</p> <p>16 - 3 - 35 <u>法第69条第7項</u>.....</p> <p>(本店所在地国以外の国又は地域で課された外国法人税)</p> <p>16 - 3 - 36 <u>法第69条第7項</u>.....</p>	<p>(内部取引による益金の額の収入金額からの除外)</p> <p>16 - 3 - 30措置法第65条の7第4項.....</p> <p>(資産の売却に係る収入金額)</p> <p>16 - 3 - 31 (1) (2) (3) (4) (5) (6) <u>法第51条第1項</u>《特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入》に規定する特定出資又は措置法第66条第1項《共同で現物出資をした場合の課税の特例》に規定する特定共同出資により取得した株式(出資を含む。)のうち、現物出資をした有価証券及び固定資産に係るものの取得の時ににおける価額の合計額</p> <p>(注)1 2</p> <p>(配当等に含まれるもの)</p> <p>16 - 3 - 35 <u>法第69条第4項</u>.....</p> <p>(本店所在地国以外の国又は地域で課された外国法人税)</p> <p>16 - 3 - 36 <u>法第69条第4項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)</p> <p>(配当等を受けることとなる日)</p> <p>16 - 3 - 37 <u>法第69条第7項</u>..... <u>法第69条第7項</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(中間配当があった場合の配当事業年度)</p> <p>16 - 3 - 38<u>法第69条第7項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(外国孫会社の外国法人税の額)</p> <p>16 - 3 - 42<u>法第69条第9項</u>.....</p>	<p>(注)</p> <p>(配当等を受けることとなる日)</p> <p>16 - 3 - 37 <u>法第69条第4項</u>..... <u>法第69条第4項</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(中間配当があった場合の配当事業年度)</p> <p>16 - 3 - 38<u>法第69条第4項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(外国孫会社からの配当等の範囲)</p> <p>16 - 3 - 42 <u>法第69条第6項《外国孫会社に係る外国税額の間接控除》の「外国孫会社からの配当等」には、中間配当が含まれるが、法第24条第2項各号《配当等の額とみなす金額》に掲げる事実が生じた場合の当該各号に掲げる金額のうち外国孫会社（同項に規定する外国孫会社をいう。以下この節において同じ。）の株主等である外国子会社が内国法人であるとしたときに法第24条第2項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされるものは含まないことに留意する。</u></p> <p>(外国孫会社の外国法人税の額)</p> <p>16 - 3 - 43<u>法第69条第6項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(外国孫会社から配当等の額を受ける日)</p> <p>16 - 3 - 43</p>	<p>(外国孫会社から配当等の額を受ける日)</p> <p>16 - 3 - 44</p>
<p>(中間配当があった場合の外国孫会社の配当事業年度等)</p> <p>16 - 3 - 44 16 - 3 - 38は、外国子会社が外国孫会社(法第69条第9項に規定する外国孫会社をいう。以下この節において同じ。)から中間配当の額と当該中間配当の額に係る当該外国孫会社の事業年度の所得からされた確定配当の額とを受けの場合における令第150条の3第3項及び第4項《外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等》の規定により読み替えて準用される令第147条第2項《外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等》の規定の適用について準用する。</p>	<p>(中間配当があった場合の外国孫会社の配当事業年度等)</p> <p>16 - 3 - 45 16 - 3 - 38は、外国子会社が外国孫会社から中間配当の額と当該中間配当の額に係る当該外国孫会社の事業年度の所得からされた確定配当の額とを受けの場合における令第150条の3第3項及び第4項《外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等》の規定により読み替えて準用される令第147条第2項《外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等》の規定の適用について準用する。</p>
<p>(外国孫会社の配当等に充てることのできる部分の金額)</p> <p>16 - 3 - 45</p>	<p>(外国孫会社の配当等に充てることのできる部分の金額)</p> <p>16 - 3 - 46</p>
<p>(外国孫会社のみなし配当に係る配当事業年度)</p> <p>16 - 3 - 4616 - 3 - 46.....</p>	<p>(外国孫会社のみなし配当に係る配当事業年度)</p> <p>16 - 3 - 4716 - 3 - 47.....</p>
<p>(外国孫会社の配当の額に係る事業年度の所得の金額)</p> <p>16 - 3 - 47</p>	<p>(外国孫会社の配当の額に係る事業年度の所得の金額)</p> <p>16 - 3 - 48</p>
<p>(外国法人税の換算)</p> <p>16 - 3 - 4816 - 3 - 48.....</p>	<p>(外国法人税の換算)</p> <p>16 - 3 - 4916 - 3 - 49.....</p>
<p>(1)</p>	<p>(1)</p>

改 正 後	改 正 前
イ	イ
□16 - 3 - 48.....	□16 - 3 - 49.....
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
イ	イ
□16 - 3 - 50.....	□16 - 3 - 51.....
(外国孫会社の外国法人税の換算)	
16 - 3 - 49法第69条第9項... .. 16 - 3 - 51.....	16 - 3 - 50法第69条第6項... .. 16 - 3 - 52.....
.....
(注)1	(注)1
2	2
(外国子会社の外国法人税が減額された場合の換算)	
16 - 3 - 50法第69条第7項.....	16 - 3 - 51第69条第4項.....
(注)	(注)
(外国孫会社の外国法人税が減額された場合の換算)	
16 - 3 - 51	16 - 3 - 52
.....法第69条第9項.....16 - 3 - 49.....法第69条第6項.....16 - 3 - 50.....
(注)	(注)
.....法第69条第9項.....16 - 3 - 50.....法第69条第6項.....16 - 3 - 51.....
(国外所得金額等の計算の明細書の添付)	
(国外所得金額等の計算の明細書の添付)	

改 正 後	改 正 前
<p>16 - 3 - 52</p> <p>(外国法人税を課されたことを証する書類)</p> <p>16 - 3 - 53 規則第29条の3第7号及び第9号.....</p>	<p>16 - 3 - 53</p> <p>(外国法人税を課されたことを証する書類)</p> <p>16 - 3 - 54 規則第29条の2第7号及び第9号.....</p>